

## 公益財団法人愛媛の森林基金賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛の森林基金(以下「基金」という。)定款第45条の規定に基づく賛助会員に関する必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 基金の趣旨に賛同する者は、入会申込書(別紙様式)を提出した上で、賛助会員となることができる。

(会費)

第3条 賛助会員は、毎事業年度1口以上の会費を基金に納入するものとする。

1口 5,000円

(使途)

第4条 賛助会員から納入があった会費については、全て公益目的事業の財源とする。

(その他)

第5条 基金は、賛助会員に対し、次のとおり情報を提供することができる。

- (1) 研究会、講演、シンポジウム等の案内
- (2) 情報誌の配布

附 則

この規程は、昭和61年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。